



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*162 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (企業振興課) 1

○ 告示

- 533 随意契約の相手方の決定 (税務課) 2
- 534 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 9
- 535 " (") 10
- 536 " (") 10
- 537 指定自立支援医療機関の指定 (") 10
- 538 名田周辺土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 10
- 539 小池下土地改良区の定款変更の認可 (") 12
- 540 県営土地改良事業計画の決定 (") 12
- 541 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 12
- 542 " (") 13
- 543 " (") 13
- 544 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 13
- 545 漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (資源管理課) 14
- 546 和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ (+F FS030W) によるインターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) 14

○ 公安委員会告示

22 警備員指導教育責任者講習の実施 17

○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 20
- 2 潜水器漁法の禁止に関する委員会指示 20

○ 公告

入札公告 (教育委員会) 20

○ 監査公表

監査公表第11号 23

規 則

和歌山県規則第162号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則(平成25年和歌山県規則第47号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
附属機関の名称	部会の名称	分掌事務	附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
略			略		
和歌山県中小企業事業計画評価委員会	経営革新計画評価部会	略	和歌山県中小企業事業計画評価委員会	経営革新計画評価部会	略
			和歌山県小規模創造企業事業評価部会	<u>県内小規模企業者に係る事業の新規性及び実現性並びに申請者の技術力及び地域経済への貢献度等についての審査及び評価に関する事務</u>	
			和歌山県試し買い購入促進認定制度審査部会	<u>和歌山県試し買い購入促進認定制度の審査等に関する事務</u>	
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第533号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
(イ) 予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
(ウ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円
(エ) 確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
(オ) 確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円
(カ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(キ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(ク) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(ケ) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(コ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(サ) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(シ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(ス) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(セ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(ソ) オンライン処理	1回当たり	7,319円
(タ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(チ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(ツ) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(テ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(ト) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ナ) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ニ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヌ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ネ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ノ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(ハ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円

ウ 証券二税

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	79,200円

(カ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理(原始)	1回当たり	19,800円
(エ) 調定データ取込処理(承継)	1回当たり	19,800円
(オ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(カ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(キ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	3,600円
(コ) 総務省報告処理	1回当たり	47,467円
(サ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(シ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	43,500円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	1回当たり	630,300円
(オ) 定例調定処理(後期)	1回当たり	389,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1回当たり	3,600円
(ク) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ケ) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(キ) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円

(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,112円
(キ) OCR処理	1回当たり	27,300円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	625円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1回当たり	625円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1件当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(ケ) たばこ手持品課税申告書パンチ処理	1件当たり	55円
(コ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(サ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(シ) RPA FLAライセンス	1本当たり	1,421,200円
(ス) RPA フル機能版ライセンス	1本当たり	1,233,100円
(セ) RPA 実行版ライセンス	1本当たり	319,000円
(ソ) RPA シナリオ作成処理	1人日当たり	40,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1回当たり	29,336円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	44,200円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,560円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	3,188円
(ス) 仮消し込み反映処理	1回当たり	833円
(セ) 本消し込み反映処理	1回当たり	491円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円

(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 地方法人特別税月次集計処理	1回当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1回当たり	79,200円
(ウ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1回当たり	3,600円
(オ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1回当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	1回当たり	88,200円
(ケ) 延滞金催告通知処理	1回当たり	217,800円
(コ) 未納データベース作成処理	1回当たり	96,923円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,318円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1回当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,909円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,455円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,455円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円
ス メール		
(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
セ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	40,000円
ソ システム関連調査		
(ア) システム影響度調査処理	1人日当たり	40,000円
タ 機器管理		
(ア) サーバ機等運用(4月～8月)	1台当たり	77,998円
(イ) サーバ機等運用(9月～3月)	1台当たり	74,792円
(ウ) 端末機等運用	1台当たり	8,161円
(エ) モバイル端末機等運用	1台当たり	6,459円
(オ) プリンタ等運用	1台当たり	9,633円
(カ) ネットワーク機器運用(4月～8月)	1台当たり	5,468円
(キ) ネットワーク機器運用(9月～3月)	1台当たり	5,459円
(ク) サーバ機等保守(4月～8月)	1台当たり	32,806円
(ケ) サーバ機等保守(9月～3月)	1台当たり	30,499円

(コ) 端末機等保守 (4月~12月)	1台当たり	3,951円
(サ) 端末機等保守 (1月~3月)	1台当たり	3,897円
(シ) モバイル端末機等保守	1台当たり	1,058円
(ス) プリンタ等保守	1台当たり	2,194円
(セ) ネットワーク機器保守 (4月~8月)	1台当たり	1,910円
(ソ) ネットワーク機器保守 (9月~3月)	1台当たり	1,842円
(タ) 回線運用	1回線当たり	36,000円
(チ) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(ツ) 情報セキュリティ対策 (サーバ機等)	1台当たり	97,075円
(テ) 情報セキュリティ対策 (端末機等)	1台当たり	78,771円
(ト) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理 (個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円

(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) 自動車税環境性能割月例処理1	1回当たり	47,900円
(ホ) 自動車税環境性能割月例処理2	1回当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1回当たり	10,000円
(ミ) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	67,500円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,538円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理(現年及び滞納)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞納)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成処理	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成処理	1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円

(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換処理	1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成処理	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成処理	1回当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理	1回当たり	44,613円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車税環境性能割関係		
(ア) 自動車税環境性能割データコンバート処理	1回当たり	14,800円
(イ) 自動車税環境性能割オンライン処理	1回当たり	625円
(ウ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	40,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3011400 714	ライフサポート センター春	海南市七山772- 43	生活介護	特定なし	株式会社やま かず福祉会	和歌山市直川61 1-1	令和 3.5.1
----------------	------------------	-----------------	------	------	-----------------	-----------------	-------------

和歌山県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 491	マスカット	岩出市金池48-1	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社Green Apple	和歌山市北中間 町8番地	令和 3.5.1

和歌山県告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 517	グリーンラボ	岩出市根来1382	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人 基隣会	岩出市根来1382	令和 3.5.1

和歌山県告示第537号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
セントケア和歌山 株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	訪問看護	訪問看護セントケアかいな ん	令和 3.5.1

和歌山県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和3年4月4日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 夏目庄一 御坊市熊野49番地

理事	藪内磯史	御坊市岩内298番地
理事	岡雅幸	御坊市塩屋町北塩屋117番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀井和範	御坊市名田町野島189番地
理事	西田良成	御坊市名田町上野1545番地
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	片山真吾	日高郡印南町大字津井302番地
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	竹山純平	御坊市名田町野島1653番地
理事	池田憲人	日高郡印南町大字津井396番地
監事	北村良雄	御坊市塩屋町北塩屋132番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	内田讓	日高郡日高川町大字小熊6027番地21

2 就任した役員(令和3年4月5日就任)

職名	氏名	住所
理事	夏日庄一	御坊市熊野49番地
理事	藪内磯史	御坊市岩内298番地
理事	岡雅幸	御坊市塩屋町北塩屋117番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	西岡晋平	御坊市塩屋町南塩屋1953番地
理事	矢野公章	御坊市名田町野島3250番地
理事	佐藤公彦	御坊市名田町野島1645番地
理事	堀井和範	御坊市名田町野島189番地
理事	西田良成	御坊市名田町上野1545番地
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	片山真吾	日高郡印南町大字津井302番地
理事	山下勝也	日高郡印南町大字印南993番地の2
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	寺下大輔	御坊市名田町上野1573番地2
理事	片原悠貴	日高郡印南町大字印南1198番地の2
監事	由良新二	御坊市塩屋町北塩屋112番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	内田讓	日高郡日高川町大字小熊6027番地21

和歌山県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小池下土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業日向地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年5月24日から同年6月18日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び田辺市農林水産部農業振興課

和歌山県告示第541号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第542号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第543号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第544号

令和3年和歌山県告示第370号（以下「告示第370号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変

更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

上中章嘉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第370号のとおり

和歌山県告示第545号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年和歌山県告示第655号（漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和3年5月15日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、有田箕島、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、紀州勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第546号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ（+F FS030W）によるインターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ（+F FS030W）によるインターネット接続サービス業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和3年5月18日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）及び（10）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、

次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

(10) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びシの書類については代表者が、サの書類については2の(9)及び(10)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからコまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

ケ 2の(9)及び(10)の要件を満たすことを証する書類の写し

コ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年5月18日（火）から同年6月1日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年5月18日（火）から同月25日（火）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年5月18日（火）から同年6月1日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和3年6月1日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和3年6月4日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年5月18日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所
法第22条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和3年6月23日（水）から同年7月2日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 会議室201
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和3年6月28日（月）から同年7月2日（金）までの5日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 会議室201

備考

- 定員は、新規取得講習（1号）と追加取得講習（1号）とを合わせて30名とする。
- 新規取得講習（1号）の一部については、追加取得講習（1号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書

の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和3年6月2日（水）から同月4日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行い、(3)により受付がされ、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和3年6月9日（水）から同月11日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出の受付を無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ又は2の(2)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のアに該当する者にあつては(1)のイの(ア)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のアに該当する者にあつては(2)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込時に和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習（1号）47,000円

(2) 追加取得講習（1号）23,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和3年5月18日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（（1）イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和3年6月2日から令和4年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年5月18日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 指示する期間

令和3年6月5日から令和4年6月4日まで

公 告

入 札 公 告

和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ（+F FS030W）によるインターネット接続サービス業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年5月18日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 業務の名称

和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ（+F FS030W）によるインターネット接続サービス業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第546号に規定する和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ（+F FS030W）によるインターネット接続サービス業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和3年5月18日（火）から同年6月1日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和3年5月18日（火）から同月25日（火）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

令和3年6月7日（月）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年6月4日（金）午後5時30分までに和歌山県教育庁教育総務局総務課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Offering of Internet connection Service of Prefectural school Network System by the Mobile Wi-Fi Routers

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 7 June 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 4 June 2021)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3648

FAX 073-432-4517

e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

令和2年5月8日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月18日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 包括外部監査の特定事件

県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>4 監査の結果及び意見</p> <p>4.8 不動産取得税 不動産取得税調査業務の効率化について 【意見④ P44】 承継取得の場合の不動産取得税の調定にかかわる基礎情報は、法務局に赴いて不動産取得税課税台帳兼調査/入力票（承継分）に記入し、その記録を県税事務所に持ち帰っている状況にあるが、現状は非常に手間のかかる実務になっている。 セキュリティ面に配慮した上で、モバイルPCやiPad等の端末機を導入し、その場で入力し、課税台帳入力システムのデータベースに吸い上げる仕組みを作れば工数削減につながるものと考ええる。また、直接PC等に入力した結果と調査において入手した情報や公図とを照合すれば、正確性を担保できるものと考ええる。</p> <p>4.18 滞納税金の管理 税務手当の支給要件の見直しについて 【意見⑨ P68】 滞納者と接し納付の交渉を行う業務であるため、税務手当が支給されることについては理解できる。 しかし、現状の税務手当支給要件では、月額の手当額が規定されており、従事日数に応じ、月額にそれぞれの割合を乗じて得た額が支給されている。その結果、月1回限りの従事であり、かつ、30分の従事であっても4,000円の手当が支給されることとなる。例え下限の支給額といえども、現状では県民感覚からすれば非常に高額なものと捉えられかねない。 県民の理解を得るため、従事日数や時間を基準とした業務実績に応じた支給要件に変更することを検討されたい。</p> <p>4.19 デジタル化の取組 デジタル化の推進について 【意見⑩ P72】 デジタル化の推進については、業務全体の中でどの業務にどれだけの工数がかかっているかの全体マップを策定した上で、工数削減効果の大きい業務について難易度や阻害要因等の検討も含め、デジタル化の可否を検討していくべきものと考ええる。和歌山県には、4つの県税事務所があり、同種反復型の業務が日常的に行われている。現場の声を聞くことは勿論大事であり、現場業務のスムーズな処理環境の確保は重要であるが、一方で従前から当然の業務と思われてきた工数のかかる業務を洗い出し、業務工数の全体マップに基づいてRPA適用の可能性を研究する活動が必要と考える。 次に、eLTAXによる電子申告ではなく書面により提出された申告書等については、現状は申告書等の記載内容を手入力し、入力内容を提出書面と照合するという手間をかけている。AI（人工知能）は画像など構造化されていないデータの構造化処理を得意としており、書面データの読み込みに適用できるものと考えられる。現状は人間の眼で入力結果を最終チェックしている状況にあるため、AIが画像処理した結果についても容易に修正が可能と考えられるため、正確性を損なうリスクは低いものと考えられる。このような手間のかかる業</p>	<p>モバイル端末活用に向けたシステム改修や端末導入のための予算措置を行い、令和3年度中に導入することにより、法務局調査の効率化を図ることとした。</p> <p>税務手当について、業務実績に応じた支給要件に変更するため、職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することにより、令和3年度から日額化し、従事した1日当たり900円を支給することとした。</p> <p>県税業務の所要時間・難易度調査結果を精査・分析し、業務の全体マップを作成するとともに、年間所要時間上位の事務を中心に、事務の見直し・システム化による効率化の対策を取りまとめた。 また、効率化の対策については、予算措置を伴わないものは順次導入、予算措置が必要なものは令和3年度中に導入することにより、事務処理の見直しや平準化・効率化・デジタル化を図ることとした。</p>

務について、将来を見通したうえでAIの導入を検討されたい。さらに、RPA、AI等急速な勢いで発展しているデジタル技術の活用の他、既存の各種システムの機能向上等様々なデジタル化の取組についても検討を行い、導入を進め、従来からの効果的な賦課徴収体制の継続を確保しながら、より少ない職員で効率的に業務を行えるよう改善を図っていくべきである。